

通商産業省告示第784号  
平成12年12月20日  
最終改正 経済産業省告示第345号  
平成21年12月10日

○貿易関係貿易外取引等に関する省令第一条の二第一項に規定する入出力装置に係る  
基準

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）第1条の2第1項の規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に関する省令第1条の2第1項に規定する入出力装置に係る基準を次のように定め、平成13年1月6日から施行する。

なお、平成12年通商産業省告示第90号（貿易関係貿易外取引等に関する省令に基づき通商産業大臣が告示で定める入出力装置に係る基準を定める件）は、平成13年1月5日限り、廃止する。

貿易関係貿易外取引等に関する省令第1条の2第1項に規定する入出力装置は、次の機能を備えたものでなければならない。

- 一 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が交付する入出力装置用ソフトウェアを用いて、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機から入手した役務取引許可申請様式に入力できる機能
- 二 工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格X0201及びX0208に規定する図形文字を使用できる機能
- 三 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機と通信できる機能